

事務総局会議（第31回）議事録

日時	平成30年11月13日（火）午前10時00分～午前11時03分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 平成31年度における協議会等開催計画について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則について 堀田人事局長説明（資料第2）</p> <p>3 裁判所職員の服務の宣誓に関する規程の一部を改正する規程について 堀田人事局長説明（資料第3）</p> <p>4 平成30年度会計課長協議会の開催について 笠井経理局長説明（資料第4）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2, 3</p> <p>◎ 了承 1, 4</p>
秘書課長 徳岡 治	

事務総局会議資料 第1
(11月13日開催)

(平成30.11.13 総務局)

平成31年度における協議会等開催計画について

【配布資料】

平成31会計年度における協議会等開催計画

(中央協議会等)

平成31会計年度における協議会等開催計画

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	長官、所長会同	6月19日、 20日	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	総務局	84人
2	長官事務打合せ	11月21日、 22日	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
3	長官事務打合せ	3月12日 (予備日: 3 月11日、1 3日)	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
4	高裁事務局長事務打合せ	10月4日、 3月5日 (2回)	1日	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	8人
5	高裁総務課長等事務打合せ	11月14日	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長及び文書企画官	総務局	16人
6	高裁首席書記官事務打合せ	11月7日	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	16人
7	人事関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	5月	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	8人
8	人事事務打合せ(高裁人事課長)	10月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐 のうちいずれか1人	人事局	16人
9	人事事務打合せ(高裁人事課長)	2月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐 のうちいずれか1人	人事局	16人
10	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	9月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
11	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	1月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
12	経理事務打合せ(高裁会計課長)	10月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官、同課課長補佐又は 同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
13	経理事務打合せ(高裁会計課長)	2月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官、同課課長補佐又は 同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
14	民事執行事件及び倒産事件担当者等事務打合せ	11月～12月	1日	1 民事執行事件の運用上考慮すべき事項について 2 自然人破産事件及び個人再生事件の増加に備えた手続運営上の工夫並びに倒産事件における運用改善の取組について	1 東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松各地裁の執行・倒産担当の裁判官各1人（執行事件と倒産事件を担当している部が異なる場合には、2人とすることができる。） 2 1の各地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官各1人 3 1の各地裁の総括執行官各1人	民事局	約41人
15	調停委員協議会及び調停委員表彰式	10月	1日	1 調停制度の在り方に關し考慮すべき事項 2 最高裁長官表彰	民事調停委員、家事調停委員	民事局 家庭局	58人
16	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に關し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官	家庭局	8人
17	後見関係事件事務打合せ	5月～6月	0.5日	後見関係事件の運用に関する連絡協議	1 高裁の民事次席書記官1名 2 高裁の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名 3 高裁の所在地を管轄する家裁の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名 4 高裁の所在地を管轄する家裁の家事の首席書記官又は家事の次席書記官のいずれか1名 5 高裁の所在地を管轄する家裁の総務課長1名	家庭局	40人

(ブロック協議会等)

平成31会計年度における協議会等開催計画

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	総務課長等協議会	12月～翌年2月	1日	総務事務全般に関する諸問題	1 高地家裁総務課長 2 高地家裁文書企画官, 高地家裁総務課課長補佐, 専門官のうち高裁が相当と認めるもの	各高裁所在地から開催地を選定予定(合同開催)	総務局	約118人
2	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等	高地家裁の首席書記官及び地家裁の裁判官(具体的な対象範囲は未定)	各高裁所在地から開催地を選定予定(一部合同開催)	総務局	未定
3	人事関係事務協議会	6月～7月	1日	人事事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定(合同開催)	人事局	116人
4	人事管理協議会	9月～10月	1日	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局次長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	人事局	約130人
5	人事担当課長等協議会	10月～12月	1日	人事事務全般に関する諸問題	1 各高等裁判所の人事課長及び人事課課長補佐等 2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の人事担当課長	各高裁所在地から開催地を選定予定(合同開催)	人事局	116人
6	経理関係事務協議会	6月～7月	0.5日	経理事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び会計課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	経理局	110人
7	会計課長協議会	1月～2月	1日	予算の適正執行及び効率的執行に關し、考慮すべき事項	高裁の会計課長及び地家裁の会計課長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	経理局	61人
8	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に關し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定 (原則として4月～7月)	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	新任民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	民事調停委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
12	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
13	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定 (9月～11月)	1日	1 民事・家事調停の運営に關し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局	総人員
14	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定 (6月～12月)	1日	借地非訟事件の処理に關し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する地裁で決定
15	新任司法委員研修会	各地裁で決定 (1月～3月)	0. 5日	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
16	司法委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
17	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	倒産事件の管財業務等の処理に關し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定
18	簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会	翌年1月～2月	1日	1 簡易裁判所の本来的役割を踏まえ、簡易裁判事による審理運営の更なる改善を図るために府として取り組むべき事項 2 民事調停の更なる運営改善を図り、その適切な利用を促すための、調停委員の安定的な育成方法及び戦略的な広報活動の在り方	1 各地方裁判所本庁併置簡裁の民事事件を担当する裁判官1人（東京及び大阪の各簡裁は、訴訟事件担当裁判官及び民事調停事件担当裁判官1人ずつ） 2 上記簡裁を管轄する地裁の民事事件を担当する裁判官1人 3 上記簡裁を管轄する地裁（東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌を除く。）の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人並びに東京簡裁民事首席書記官及び大阪、名古屋、福岡及び札幌の各簡裁首席書記官1人	(合同開催) 4高裁で開催（開催地は未定）	民事局	152人
19	民事事件担当裁判官等協議会	9月～10月	1日	1 民事訴訟手続のIT化を通じ、裁判の質を向上させるために府として取り組むべき課題 2 ① 各府における合議の充実・活用の取組状況 ② 争点中心の審理という理念を具体化した審理の在り方についての共通認識を確立するために府として取り組むべき課題	1 全地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官1名及び陪席裁判官（右陪席又は左陪席）（うち1名はPTメンバーと、うち1名は合議事件を担当している裁判官とする。） 2 全地方裁判所の首席書記官又は次席書記官 3 各ブロックの高等裁判所の裁判官1名、首席書記官	(合同開催) 4高裁で開催（開催地は未定）	民事局	166人
20	刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	1 裁判員制度の運用に關し考慮すべき事項 2 刑事訴訟法の運用について	高・地裁の裁判官	(合同開催) 4高裁で開催（開催地は未定）	刑事局	68人
21	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
22	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	0. 5日	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
23	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定（6月～翌年3月）	0. 5日	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有職者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員（高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定）	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
24	法廷通訳基礎研修	各地裁で決定（4月～翌年3月）	1日	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
25	法廷通訳セミナー	各高裁で決定（6月～翌年3月）	2日	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁（東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁）	刑事局	各高裁で決定
26	法廷通訳フォローアップセミナー	東京、大阪各高裁で決定（6月～翌年3月）	2日	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局	各高裁で決定
27	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定（7月～翌年3月）	0. 5日	1 保護観察の実情について 2 その他	地裁の裁判官（支部を含む）及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
28	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会	10月～12月	1日	1 刑事事件の運用に關し考慮すべき事項 2 その他	刑事事件担当の簡易裁判所判事、開催地所在の地裁判事	(合同開催) 4高裁で開催（開催地は未定）	刑事局	108人
29	検察審査会事務局長研究会	6月～10月	0. 5日	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会（複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会）の事務局長	(一部合同開催) 3～4高裁で開催（開催地は未定）	刑事局	50人
30	労働審判員研修会	各地裁で決定（4月～6月）	1日	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
31	労働審判員研究会	各地裁で決定（原則として9月～12月）	1日	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
32	知的財産権訴訟研究会	10月～12月	0. 5日	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注) 主催は知財高裁	東京高裁（知財高裁）	行政局	22人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
33	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	10月～12月	0.5日	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員（知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る） (注) 主催は知財高裁	東京高裁（知財高裁）	行政局	知財高裁で決定
34	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定（原則として4月～7月）	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
35	家事調停委員研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
36	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
37	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事事件の処理に關し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、參與員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
38	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定（4月～翌年3月）	1日～2日	家事事件の処理に關して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉関係、医療関係、その他協議事項に關連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
39	少年関係機関との連絡協議会	各家裁で決定（4月～翌年3月）	1日～2日	少年事件の処理に關して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係、その他協議事項に關連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
40	新任參與員研修会	各家裁で決定（1月～3月）	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任參與員又はこれに準ずる參與員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
41	參與員研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	參與員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
42	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	1 家庭裁判所調査官の調査事務等に關し考慮すべき事項 2 首席家庭裁判所調査官の執務に關し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官	(合同開催) 滋予定 東京（東京、仙台） 大阪（大阪、札幌） 名古屋（名古屋、高松） 福岡（福岡、広島）	家庭局	50人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局 課	総人員
43	家事事件担当裁判官等 協議会	各高裁で決定 (1月～2月)	1日	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官	各高裁 (一部合同開催) 東京 大阪 名古屋 広島(広島、高松) 福岡 仙台(仙台、札幌)	家庭局	各高裁で決定

事務総局会議資料 第2
(11月13日開催)

(平成30.11.13人事局)

裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則
について

＜資料目録＞

- 1 裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照表

理 由

裁判官の期末手当について規定の整備を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

裁判官の報酬以外の給与に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）

新

(期末手当)

第十二条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、最高裁判

第十二条 (同上)

(期末手当)

旧

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、最高裁判

所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官にあ

つては特別職の職員の給与に関する法律（昭和二

十四年法律第二百五十一号）第七条の二ただし書

の規定により読み替えられた一般職の職員の給与

十七・五、十二月に支給する場合においては百分

の百七十二・五を乗じて得た額に、判事及び報酬

にに関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第十九条の四第二項（各号列記以外の部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員及び特定管理職員以外の職員につき定められた割合を乗じて得た額に、判事及び報酬法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては一般職給与法第十九条の四第二項に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員につき定められた割合を乗じて得た額に、報酬法別表判事補の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から九号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額に、報酬法別表判事補の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から九号までの報酬月額の報酬を受ける場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額に、報酬法別表判事補の項五号から十二号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及

法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額に、報酬法別表判事補の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から九号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額に、報酬法別表判事補の項五号から十二号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及

易裁判所判事の項五号から九号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては一般職給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員につき定められた割合を乗じて得た額に、報酬法別表判事補の項五号から十二号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項十号から十七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては一般職給与法第十九条の四第二項に規定する指定職員につき定められた割合を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

び報酬法別表簡易裁判所判事の項十号から十七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

る割合を乗じて得た額とする。

3
一～四 (略)

3
一～四 (同上)

(平成30.11.13人事局)

裁判所職員の服務の宣誓に関する規程の一部を改正する
規程について

<資料目録>

- 1 裁判所職員の服務の宣誓に関する規程の一部を改正する規程案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照表
- 4 裁判所職員の服務の宣誓に関する規程第2条第1項の規定による最高裁判所
がその面前において宣誓を行わせる者を指定する権限について（議決案）

(平成三〇・一一・一三人総印)

最高裁判所規程第 号

裁判所職員の服務の宣誓に関する規程の一部を改正する規程

裁判所職員の服務の宣誓に関する規程（昭和二十四年最高裁判所規程第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 新たに裁判所職員（裁判官、裁判官の秘書官、非常勤職員（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）となつた者は、この規程の定めるところにより、服務の宣誓（以下「宣誓」という。）をしてからでなければ、その職務を行つてはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、この限りでない。

第一条の二を削る。

- 第二条第一項中「この規程又はこの規程の委任に基く下級裁判所規程の定める」を「裁判所職員が所属する裁判所（簡易裁判所又は検察審査会に勤務する裁判所職員にあっては、その所在地を管轄する地方裁判所。以下同じ。）の長の面前又はその裁判所が指定する」に改め、「押印」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 前項の規定による指定の権限は、その裁判所の長に委任することができる。
- 第三条から第六条までを削る。

附 則

この規程は、平成三十一年二月一日から施行する。

理由

裁判所職員の服務の宣誓に関する規定を整備する必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

裁判所職員の服務の宣誓に関する規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

裁判所職員の服務の宣誓に関する規程（昭和二十四年最高裁判所規程第二十一号）

新

旧

第一条 新たに裁判所職員（裁判官、裁判官の秘書官、非常勤職員（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）となつた者は、この規程の定めるとこ

第一条 新たに裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（以下裁判所職員という。）となつた者は、この規程の定めるところにより、服務の宣誓（以下宣誓という。）をしてからでなければ、その職務を行つてはならない。但し、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、この限りでない。

るにより、服務の宣誓（以下「宣誓」という。）をしてからでなければ、その職務を行つてはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、この限りでない。

（削る）

第一条の二 新たに裁判所職員となつた者には、この規程に定める宣誓が行われた後でなければ、給与を支払つてはならない。

第二条 宣誓は、裁判所職員が所属する裁判所（簡易裁判所又は検察審査会に勤務する裁判所職員にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所。以下同じ。）の長の面前又はその裁判所が指定する者の面前において、別紙様式の宣誓書に署名して行う。

（

者）の面前において、別紙様式の宣誓書に署名して

行う。

2) 前項の規定による指定の権限は、その裁判所の

長に委任することができる。

3) 第一項の規定によりその面前において宣誓を行わせる者は、宣誓前、裁判所職員に宣誓書を朗読させ、その他適當と認める方法で宣誓の趣旨を理解させなければならぬ。

(削る)

(新設)

2) 前項の規定によりその面前において宣誓を行わせる者は、宣誓前、裁判所職員に宣誓書を朗読させ、その他適當と認める方法で宣誓の趣旨を理解

させなければならぬ。

第三条 最高裁判所事務総長、司法研修所長、裁判

所職員総合研修所長、最高裁判所図書館長及び最高裁判所の裁判所調査官の宣誓は、最高裁判所長官の面前において行う。

第四条 前条に掲げる裁判所職員以外の裁判所職員で最高裁判所又は最高裁判所事務総長が任命又は

(削る)

補職を行うものの宣誓は、最高裁判所に勤務する裁判所職員（司法研修所、裁判所職員総合研修所又は最高裁判所図書館に勤務する裁判所職員を除く。）については最高裁判所事務総長の面前において、司法研修所、裁判所職員総合研修所又は最高裁判所図書館に勤務する裁判所職員については、それぞれ司法研修所長、裁判所職員総合研修所長又は最高裁判所図書館長の面前において、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所に勤務する裁判所職員については、その所属する裁判所の長の面前において、簡易裁判所又は検察審査会に勤務する裁判所職員については、これを監督し、又はその所在地を管轄する地方裁判所の長の面前にお

(削る)

いて行う。

第五条 前二条に掲げる裁判所職員以外の裁判所職員の宣誓は、最高裁判所に勤務する裁判所職員（司法研修所、裁判所職員総合研修所又は最高裁判所図書館に勤務する裁判所職員を除く。）については最高裁判所事務総局の局課長の面前において、司法研修所、裁判所職員総合研修所又は最高裁判所図書館に勤務する裁判所職員については、それぞれ司法研修所事務局長、裁判所職員総合研修所事務局長又は最高裁判所図書館長の面前において、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所に勤務する裁判所職員については、その所属する裁判所の定める者の面前において、簡易裁判所又は檢

(削る)

察審査会に勤務する裁判所職員については、これを監督し、又はその所在地を管轄する地方裁判所の定める者の面前において行う。

第六条 署名押印の終つた宣誓書は、任命を行つた裁判所又は委任を受けて任命を行つた者が保管する。

2) 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、第四条の宣誓が行われたときは、すみやかにその宣誓書を最高裁判所に送付しなければならない。

裁判所職員の服務の宣誓に関する規程第2条第1項の規定による最高裁判所がその面前において宣誓を行わせる者を指定する権限について

裁判所職員の服務の宣誓に関する規程第2条第1項の規定による最高裁判所がその面前において宣誓を行わせる者を指定する権限を、最高裁判所長官に委任する。

(平成30年11月13日経監印)

平成30年度会計課長協議会の開催について

1 開催日程等

次のとおり共催とする。

主催(共催)所	期日	開催場所
東京, 札幌高等裁判所	平成31年1月25日(金)	東京高等裁判所
大阪, 名古屋, 仙台高等裁判所	平成31年2月5日(火) 及び同月6日(水)	名古屋高等裁判所
広島, 福岡, 高松高等裁判所	平成31年1月31日(木) 及び2月1日(金)	福岡高等裁判所

2 協議事項

会計事務の処理に關し考慮すべき事項

3 協議員

- (1) 各高等裁判所の事務局会計課長(東京, 大阪各高等裁判所は会計課長又は管理課長)
- (2) 各地方裁判所及びこれと同一所在地にある家庭裁判所の事務局会計課長(東京地方裁判所は経理課長, 出納第一課長, 出納第二課長, 出納第三課長又は用度課長, 大阪地方裁判所は経理課長, 出納第一課長又は出納第二課長, 横浜, さいたま, 千葉, 京都, 神戸, 名古屋, 福岡及び札幌各地方裁判所並びに東京家庭裁判所は経理課長又は出納課長)のいずれか1人(東京は3人, 大阪は2人)

合計61人